

岐阜市育英資金のご案内

貸付金制度について

この資金は、経済的理由により修学困難な世帯の生徒や学生を学校教育法に規定する高等学校、大学または専修学校に進学させ、英才を育成することを目的として、所要の資金をお貸しする制度です。

また、貸付金は、必ず返済していただき、それをもとに他の必要な方へお貸しする仕組みとなっています。



▼この貸付制度を利用できるのは次の方です。

- 保護者が市内に6か月以上在住し、経済的理由により修学困難な世帯の子
- 学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院または専修学校等に入学予定の者、または在学している者
- 学校長の推薦する修学の意欲がある者

▼対象となる資金は次の2種類です。

1. 奨学貸付金…高等学校、大学、大学院または専修学校等に在学する生徒や学生の月々の修学費用
 2. 入学準備貸付金…上記の学校に入学する生徒や学生が入学する際の費用
- ※いずれの資金も学校ごとに決まった金額を無利子・無利息でお貸しします。

貸付を受けるには…

▼貸付を受けるための条件

1. 所得条件があります(世帯構成や人数によって所得上限額が異なります)。
2. 申請者は、進学するお子さん本人です(未成年の方の場合は、保護者の同意が必要です)。
3. 連帯保証人が以下の2名必要です。
 - ①保護者(父母又はこれに代わる方)
 - ②原則岐阜市内に在住する方で、申請するお子さんおよび①の連帯保証人と生計を異にする方

▼申請期間

1. 奨学貸付金…毎年3月～4月末の2か月の期間で、募集します。
2. 入学準備貸付金…毎年1月の1か月間、募集します。

▼申請手続き(貸付には審査があります。申請から貸付金振込までおおよそ3か月程度かかりますので、ご了承ください。)

1. 貸与申請書および必要書類を岐阜市役所子ども支援課(市庁舎2階)に提出してください。
受付後、申請者・連帯保証人(保護者)の方に貸付について面談を行います。
2. 岐阜市育英資金貸付審査委員会での審査を経て、貸付の承認・不承認を決定します。

▼貸付金の交付

1. 貸付を承認された申請者の方に、貸付決定通知書と借用証書等を送付いたします。送付文書にて指定した期日までに、借用証書および必要書類を岐阜市役所子ども支援課(市庁舎2階)に提出してください。(不承認の場合は、その旨通知します。)
受付後、連帯保証人(別生計者)と対面での面談(貸付について)を行います。
2. 借用証書受付および連帯保証人(別生計者)との面談完了後、おおよそ2~3週間後に指定口座へ振込みます。
3. 奨学貸付金の場合、最初の振込みの時に貸付開始月から振込月までの貸付金をまとめて振込みます。
それ以降は、毎月月末日(休日の場合は前日)に1か月分の貸付金を振込みます。

▼貸付の停止

貸付を受けたお子さんの属する世帯(保護者等)が岐阜市外へ転出した場合、または貸付の対象となっている学校での修学をやめたとき(休学または退学した場合)は、貸付は停止されます。貸付中に該当となった場合には、岐阜市役所子ども支援課支援係(058-214-2396)までご相談ください。

返済方法は…

- 貸付終了(卒業)後、5か月の据置期間の後、返済を開始します。
1. 返済方法:月賦・半年賦・年賦のいずれかで、口座振替または納付書払い
(指定金融機関でのみ納付できます)で返済してください。
支払期日は月末日(休日の場合は翌営業日)です。
 2. 返済期間:最長で10年以内に返済していただきます。



納期は
必ずお守り
ください!

▼返済の猶予

- 以下のいずれかにあてはまる方は、以下の期間返済を猶予することができます。
1. 貸付を受けたお子さんが引き続き高等学校、大学、大学院または専修学校等に修学する場合は、その学校に在学する期間。
 2. 災害、傷病その他やむを得ない理由により資金を返済することが困難になった場合は、その理由が継続する期間。

※返済猶予を受けられる期間は、合計で10年以内です。猶予を受けている期間は返済期間に含まれません。

返済猶予を受けるには、事由を証する書類とともに猶予申請書を提出する必要があります。

また、返済が困難な方には、上記猶予事由に当てはまらない場合でも、状況に応じて返済計画の見直し等も行っておりますので、お気軽に岐阜市役所子ども支援課支援係(058-214-2396)までご相談ください。

その他…

▼他の奨学金制度との関係

原則として、日本学生支援機構やこれに類する奨学金を受けている方(受ける予定の方)にもお貸しすることは可能ですが、将来の返済の負担とならないよう計画的にこの制度をご利用いただくため、修学に必要な費用の内訳や他の奨学金を受けた場合の不足額の有無等を細かく確認させていただきます。

募集期間中でなくても、資金についての相談は随時承っておりますので、進学費用にお悩みの方はお早めにご相談ください。

▼次のような場合には、届出が必要です。

- ・貸付の対象となっている学校を卒業したとき。
(貸付の対象となっている学校に在学している間は、毎年1回在学証明書と現況報告書の提出が必要です。)
- ・貸付の対象となっている学校を休学、退学または転校したとき。
- ・貸付を受けたお子さんが死亡したとき。
- ・住所、氏名、連帯保証人を変更するとき。
- ・振込口座の変更、または返済の口座振替(登録・変更・停止)をするとき。
- ・その他、異動が生じたとき。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜市 子ども未来部 子ども支援課 支援係

〒500-8701

岐阜市司町40番地1(市庁舎2階)

電話:058-214-2396